

◎佐賀県条例第23号

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例  
 (佐賀県県税条例の一部改正)

第1条 佐賀県県税条例(昭和30年佐賀県条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後															
(県税事務所の長に対する知事の権限の委任)		(県税事務所の長に対する知事の権限の委任)															
<b>第5条 略</b>		<b>第5条 略</b>															
2 知事は、次の表の左欄に掲げる県税について、同表の右欄に掲げる事項を佐賀県税事務所長に委任する。		2 知事は、次の表の左欄に掲げる県税について、同表の右欄に掲げる事項を佐賀県税事務所長に委任する。															
<table border="1"> <tr> <td>県民税(配当割及び株式等譲渡所得割に限る。)</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>県たばこ税</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>自動車税(環境性能割に限る。)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>狩猟税</td> <td></td> </tr> </table>	県民税(配当割及び株式等譲渡所得割に限る。)	略	県たばこ税		<u>自動車税(環境性能割に限る。)</u>		狩猟税			<table border="1"> <tr> <td>県民税(配当割及び株式等譲渡所得割に限る。)</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>県たばこ税</td> <td></td> </tr> <tr> <td>狩猟税</td> <td></td> </tr> </table>	県民税(配当割及び株式等譲渡所得割に限る。)	略	県たばこ税		狩猟税		
県民税(配当割及び株式等譲渡所得割に限る。)	略																
県たばこ税																	
<u>自動車税(環境性能割に限る。)</u>																	
狩猟税																	
県民税(配当割及び株式等譲渡所得割に限る。)	略																
県たばこ税																	
狩猟税																	
略		略															
<table border="1"> <tr> <td>自動車税<u>(種別割に限る。)</u></td> <td>賦課徴収に関する申告書の受理 普通徴収(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第177条の10第4項ただし書の規定によるものに限る。)及び証紙徴収の方法による徴収金の徴収に関する事項</td> </tr> </table>	自動車税 <u>(種別割に限る。)</u>	賦課徴収に関する申告書の受理 普通徴収(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第177条の10第4項ただし書の規定によるものに限る。)及び証紙徴収の方法による徴収金の徴収に関する事項		<table border="1"> <tr> <td>自動車税</td> <td>賦課徴収に関する申告書の受理 普通徴収(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第157条第4項ただし書の規定によるものに限る。)及び証紙徴収の方法による徴収金の徴収に関する事項</td> </tr> </table>	自動車税	賦課徴収に関する申告書の受理 普通徴収(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第157条第4項ただし書の規定によるものに限る。)及び証紙徴収の方法による徴収金の徴収に関する事項											
自動車税 <u>(種別割に限る。)</u>	賦課徴収に関する申告書の受理 普通徴収(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第177条の10第4項ただし書の規定によるものに限る。)及び証紙徴収の方法による徴収金の徴収に関する事項																
自動車税	賦課徴収に関する申告書の受理 普通徴収(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第157条第4項ただし書の規定によるものに限る。)及び証紙徴収の方法による徴収金の徴収に関する事項																
3～5 略 (課税地)		3～5 略 (課税地)															
<b>第8条 略</b>		<b>第8条 略</b>															

改正前	改正後
<p>2 前項の課税地は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 申告納付(地方消費税の譲渡割及び自動車税の環境性能割に係る申告納付を除く。)に係る徴収金にあつては、申告納付すべき日における主たる事務所又は事業所の所在地</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) <u>法第177条の10第4項ただし書の規定により普通徴収の方法若しくは第113条の2第3項の規定により証紙徴収の方法によって徴収する自動車税の種別割又は第111条の5の規定による申告納付に係る自動車税の環境性能割の徴収金にあつては、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第7条、第12条(自動車の使用の本拠の位置が一の道府県から他の道府県に変更された場合に限る。以下同じ。)若しくは第13条の規定による登録の申請、同法第67条第1項の規定による自動車検査証の変更記録の申請又は同法第97条の3の規定による届出をする地方運輸局運輸支局の所在地</u></p> <p><u>(7) 法第168条の規定による更正又は決定に係る自動車税の環境性能割の徴収金にあつては、申告納付すべき日における当該自動車税の環境性能割に係る自動車の主たる定置場の所在地</u></p> <p>(8) 略</p> <p>3 略</p> <p>(県税の納税管理人)</p> <p><b>第28条</b> 県税(個人の県民税、利子等、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、地方消費税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、<u>自動車税の環境性能割並びに狩猟税を除く。</u>)の納税義務者及びゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、県内に住所、居所、事務所、事業所又は寮、宿泊所、クラブその他これに</p>	<p>2 前項の課税地は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 申告納付(地方消費税の譲渡割に係る申告納付を除く。)に係る徴収金にあつては、申告納付すべき日における主たる事務所又は事業所の所在地</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) <u>法第157条第4項ただし書の規定により普通徴収の方法又は第113条の2第3項の規定により証紙徴収の方法によって徴収する自動車税の徴収金にあつては、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第7条、第12条(自動車の使用の本拠の位置が一の都道府県から他の都道府県に変更された場合に限る。以下同じ。)若しくは第13条の規定による登録の申請、同法第67条第1項の規定による自動車検査証の変更記録の申請又は同法第97条の3の規定による届出をする地方運輸局運輸支局の所在地</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p>3 略</p> <p>(県税の納税管理人)</p> <p><b>第28条</b> 県税(個人の県民税、利子等、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、地方消費税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税並びに狩猟税を除く。)の納税義務者及びゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、県内に住所、居所、事務所、事業所又は寮、宿泊所、クラブその他これに類する施設(「寮等」</p>

改正前	改正後
<p>類する施設（「寮等」という。以下県民税について同じ。）を有しない場合又は有しなくなった場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、課税地を所管する県税事務所の所管区域内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日（以下本項において「発生日」という。）から10日以内に納税管理人申告書を知事に提出し、又は当該区域外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて発生日から10日以内に知事に納税管理人承認申請書を提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告をした事項又は承認を受けた事項に異動を生じた場合においても、また、同様とする。</p> <p>2 略 （納税義務者等）</p> <p><b>第30条 略</b></p> <p>2・3 略</p> <p>4 公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、<u>マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合、認可地縁団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体をいう。第46条において同じ。）</u>、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下この節において同じ。）のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び次</p>	<p>という。以下県民税について同じ。）を有しない場合又は有しなくなった場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、課税地を所管する県税事務所の所管区域内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日（以下この項において「発生日」という。）から10日以内に納税管理人申告書を知事に提出し、又は当該区域外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて発生日から10日以内に知事に納税管理人承認申請書を提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告をした事項又は承認を受けた事項に異動を生じた場合においても、また、同様とする。</p> <p>2 略 （納税義務者等）</p> <p><b>第30条 略</b></p> <p>2・3 略</p> <p>4 公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、<u>マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合及び敷地分割組合、認可地縁団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体をいう。第46条において同じ。）</u>、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下この節において同じ。）のうち法第25条第1項第2号に掲げる</p>

改正前	改正後
<p>項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第1項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。</p> <p>5～7 略</p> <p>（寄附金税額控除）</p> <p><b>第34条の2</b> 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額（当該納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金（第1号に掲げる寄附金であって、法第37条の2第2項の規定により総務大臣が指定する都道府県、市町村又は特別区に対するものをいう。）を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合には、当該100分の4に相当する金額に同条第1項に規定する特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)</u>並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲</p>	<p>者以外のもの及び次項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第1項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。</p> <p>5～7 略</p> <p>（寄附金税額控除）</p> <p><b>第34条の2</b> 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額（当該納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金（第1号に掲げる寄附金であって、法第37条の2第2項の規定により総務大臣が指定する都道府県、市町村又は特別区に対するものをいう。）を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合には、当該100分の4に相当する金額に同条第1項に規定する特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの</u></p>

改正前	改正後
<p>げるもの</p> <p>ア 略</p> <p><u>イ 公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条の規定により知事又は教育委員会の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託に対して支出した金銭</u></p> <p>ウ ア及びイに掲げるもののほか、特に県民の福祉の増進に寄与するものとして規則で定めるところにより知事が指定した寄附金又は金銭</p> <p><b>第35条の4 略</b></p> <p>2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（<u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）</u>で定める事項を除く。）のうち法第45条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項（施行規則で定める事項を除く。）は、同条第1項から第4項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>（個人の県民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p><b>第35条の5</b> 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、法第317条の3の2第1項に規定する申告書と併せて、当該給与支払者を經由して、当該給与所得者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。</p>	<p>ア 略</p> <p><u>イ 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第6条又は附則第4条第1項の規定により知事の認可を受けた同法第2条第1項第1号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金</u></p> <p>ウ ア及びイに掲げるもののほか、特に県民の福祉の増進に寄与するものとして規則で定めるところにより知事が指定した寄附金</p> <p><b>第35条の4 略</b></p> <p>2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（<u>施行規則</u>で定める事項を除く。）のうち法第45条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項（施行規則で定める事項を除く。）は、同条第1項から第4項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>（個人の県民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p><b>第35条の5</b> 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、法第317条の3の2第1項に規定する申告書と併せて、当該給与支払者を經由して、当該給与所得者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>(1) 略</p> <p>(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第32条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>（個人の県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）</p> <p><b>第35条の6</b> <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける第30条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第39条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有するもの（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき同法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受</u></p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第32条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。）（合計所得金額が133万円以下であるものに限る。）の氏名</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>（個人の県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）</p> <p><b>第35条の6</b> <u>次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、法第317条の3の3第1項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を經由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。</u></p>

改正前	改正後
<p>ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、法第317条の3の3第1項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を經由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>当該公的年金等支払者の名称</u></p> <p>(2) <u>特定配偶者の氏名</u></p> <p>(3) <u>扶養親族又は特定親族の氏名</u></p>	<p>(1) <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</u></p> <p>(2) <u>法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第30条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第39条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者</u></p> <p>(3) <u>法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第30条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において施行令で定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者</u></p>

改正前	改正後
<p><u>(4) その他施行規則で定める事項</u></p> <p><u>2 前項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した同項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、<u>前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を、法第317条の3の3第2項に規定する申告書と併せて提出することができる。</u></u></p> <p><u>3 略</u> (利子割の市町に対する交付)</p> <p><b>第46条の10</b> 県は、納入された利子割額に相当する額に施行令で定める率を乗じて得た額の5分の3に相当する額を、施行令で定めるところにより、県内の市町に対し、当該市町に係る個人の県民税の額を基礎として施行令で定めるところにより計算した額で<u>按</u></p>	<p><u>2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>(1) 公的年金等支払者の名称</u></p> <p><u>(2) 公的年金等受給者が、特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</u></p> <p><u>(3) 特定配偶者の氏名</u></p> <p><u>(4) 扶養親族又は特定親族の氏名</u></p> <p><u>(5) その他施行規則で定める事項</u></p> <p><u>3 第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した同項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、<u>第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を、法第317条の3の3第3項に規定する申告書と併せて提出することができる。</u></u></p> <p><u>4 略</u> (利子割の市町に対する交付)</p> <p><b>第46条の10</b> 県は、納入された利子割額に相当する額に<u>法第71条の25第1項に規定する施行令で定める率を乗じて得た額に、同項の規定により他の都道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により他の都道府県に支払った金額に相当する</u></p>

改正前	改正後
<p>分して交付するものとする。</p> <p>2 略 (不動産取得税の免税点)</p> <p><b>第59条</b> 不動産取得税の課税標準となるべき額が、土地の取得にあつては<u>10万円</u>、家屋の取得のうち建築に係るものにあつては1戸(法第73条の14第1項に規定する共同住宅等(第63条の2第1項において「共同住宅等」という。))にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。以下<u>本条</u>において同じ。)につき<u>23万円</u>、その他のものにあつては1戸につき<u>12万円</u>に満たない場合にあつては、不動産取得税を課することができない。</p> <p>2 略 (免税軽油以外の軽油の引取りを行った後において当該引取りに係る軽油を免税用途に供した場合における措置)</p> <p><b>第109条の16</b> 略</p> <p>2 前項の申請書には、免税証を交付した<u>道府県知事</u>の承認書を添付しなければならない。 (自動車税の納税義務者等)</p> <p><b>第110条</b> 自動車税は、自動車に対し、<u>当該自動車の取得者に環境性</u> <u>能割によって、当該自動車の所有者に種別割によって、それぞれ</u> <u>課する。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売</u></p>	<p><u>額を減額して得た合計額</u>の5分の3に相当する額を、施行令で定めるところにより、県内の市町に対し、当該市町に係る個人の県民税の額を基礎として施行令で定めるところにより計算した額で<u>按分</u>して交付するものとする。</p> <p>2 略 (不動産取得税の免税点)</p> <p><b>第59条</b> 不動産取得税の課税標準となるべき額が、土地の取得にあつては<u>16万円</u>、家屋の取得のうち建築に係るものにあつては1戸(法第73条の14第1項に規定する共同住宅等(第63条の2第1項において「共同住宅等」という。))にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。以下<u>この条</u>において同じ。)につき<u>66万円</u>、その他のものにあつては1戸につき<u>34万円</u>に満たない場合にあつては、不動産取得税を課することができない。</p> <p>2 略 (免税軽油以外の軽油の引取りを行った後において当該引取りに係る軽油を免税用途に供した場合における措置)</p> <p><b>第109条の16</b> 略</p> <p>2 前項の申請書には、免税証を交付した<u>都道府県知事</u>の承認書を添付しなければならない。 (自動車税の納税義務者等)</p> <p><b>第110条</b> 自動車税は、自動車に対し、<u>その所有者</u>に課する。</p>

改正前	改正後
<p><u>業者その他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次条第3項及び第4項において同じ。）以外の目的に供するために自動車を取得した者として施行令で定めるものを含まないものとする。</u></p> <p>3 自動車の所有者が法第148条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、<u>第1項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に種別割を課する。ただし、公用又は公共の用に供する自動車については、この限りでない。</u> （自動車税のみならず課税）</p> <p><b>第110条の2</b> 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、<u>自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。</u></p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を<u>自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。</u></p> <p>3 <u>自動車製造業者、自動車販売業者又は前条第2項の施行令で定める自動車を取得した者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が、道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この節において「新規登録」という。）を受けた場合（当該新規登録前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p>4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を法の施行</p>	<p>2 自動車の所有者が法第148条第1項の規定により<u>自動車税</u>を課することができない者である場合には、<u>前項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する自動車については、この限りでない。</u> （自動車税のみならず課税）</p> <p><b>第110条の2</b> 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、買主を自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。</p>

改正前	改正後
<p><u>地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p><u>(環境性能割の課税免除)</u></p> <p><b>第110条の3</b> <u>日本赤十字社が取得する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので次の各号のいずれかに該当するものに対しては、環境性能割を課さない。</u></p> <p><u>(1) 救急自動車</u></p> <p><u>(2) 血液事業の用に供する自動車</u></p> <p><u>(種別割の課税免除)</u></p> <p><b>第111条</b> <u>次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第3号及び第4号の自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 <u>日本赤十字社が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので次の各号のいずれかに該当するものに対しては、種別割を課さない。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(環境性能割の課税標準)</u></p> <p><b>第111条の2</b> <u>環境性能割の課税標準は、自動車の取得のために通常要する価額として施行規則で定めるところにより算定した金額(第111条の4において「通常取得価額」という。)とする。</u></p> <p><u>(環境性能割の税率)</u></p> <p><b>第111条の3</b> <u>次に掲げる自動車(法第149条第1項(同条第2項から第4項までにおいて準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する</u></p>	<p><u>(自動車税の課税免除)</u></p> <p><b>第111条</b> <u>次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第3号及び第4号の自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 <u>日本赤十字社が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので次の各号のいずれかに該当するものに対しては、自動車税を課さない。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p>

改正前	改正後
<p><u>環境性能割の税率は、100分の1とする。</u></p> <p><u>(1) 次に掲げるガソリン自動車（法第149条第1項第4号のガソリン自動車をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）</u></p> <p><u>ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(ア) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>a 平成30年ガソリン軽中量車基準（法第149条第1項第4号イ(1)(i)の平成30年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>b 平成17年ガソリン軽中量車基準（法第149条第1項第4号イ(1)(ii)の平成17年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>(イ) エネルギー消費効率（法第145条第4号のエネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）が令和12年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第4号イ(2)の令和12年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）に100分の80を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p><u>(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第4号イ(3)の令和2年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）以上であること。</u></p> <p><u>イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施</u></p>	

改正前	改正後
<p><u>行規則で定めるもの</u></p> <p>(ア) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>a <u>平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p>b <u>平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p>(イ) <u>エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p>(ウ) <u>エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p><u>ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(ア) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>a <u>平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p>b <u>平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p>(イ) <u>エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p><u>エ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(ア) 次のいずれかに該当すること。</p>	

改正前	改正後
<p>a <u>平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。</u></p> <p>b <u>平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p>(イ) <u>エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p>オ <u>車両総重量が3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(ア) <u>次のいずれかに該当すること。</u></p> <p>a <u>平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p>b <u>平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p>(イ) <u>エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第4号ホ(2)の令和4年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）に100分の95を乗じて得た数値（車両総重量が2.5トン以下のトラックにあっては、令和4年度基準エネルギー消費効率）以上であること。</u></p> <p>カ <u>車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(ア) <u>次のいずれかに該当すること。</u></p>	

改正前	改正後
<p>a <u>平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。</u></p> <p>b <u>平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p>(イ) <u>エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる石油ガス自動車（法第149条第1項第5号の石油ガス自動車をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）</u>  <u>ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u>  <u>(ア) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p>a <u>平成30年石油ガス軽中量車基準（法第149条第1項第5号イ(1)(i)の平成30年石油ガス軽中量車基準をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p>b <u>平成17年石油ガス軽中量車基準（法第149条第1項第5号イ(1)(ii)の平成17年石油ガス軽中量車基準をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p>(イ) <u>エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p>(ウ) <u>エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p>	

改正前	改正後
<p><u>イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(ア) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p><u>(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p><u>(3) 次に掲げる軽油自動車（法第149条第1項第6号の軽油自動車をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）</u></p> <p><u>ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(ア) 平成30年輕油軽中量車基準（法第149条第1項第6号イ(1)の平成30年輕油軽中量車基準をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）又は平成21年輕油軽中量車基準（法第149条第1項第6号イ(1)の平成21年輕油軽中量車基準をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）に適合すること。</u></p> <p><u>(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p><u>(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費</u></p>	

改正前	改正後
<p><u>効率以上であること。</u></p> <p><u>イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(ア) 平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。</u></p> <p><u>(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p><u>(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p><u>ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(ア) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>a 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。</u></p> <p><u>b 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。</u></p> <p><u>(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p><u>エ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(ア) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。</u></p> <p><u>(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p><u>オ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p>	

改正前	改正後
<p><u>(ア) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p>a <u>平成30年軽油軽中量車基準に適合すること。</u></p> <p>b <u>平成21年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。</u></p> <p><u>(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p><u>カ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。</u></p> <p><u>(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p><u>キ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(ア) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p>a <u>平成28年軽油重量車基準(法第149条第1項第6号ニ(1)(i)の平成28年軽油重量車基準をいう。以下この条において同じ。)に適合すること。</u></p> <p>b <u>平成21年軽油重量車基準(法第149条第1項第6号ニ(1)(ii)の平成21年軽油重量車基準をいう。以下この条において同じ。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。</u></p> <p><u>(イ) エネルギー消費効率が令和7年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第6号ト(2)の令和7年度基準エネ</u></p>	

改正前	改正後
<p><u>ルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）以上であること。</u></p> <p><u>2 次に掲げる自動車（法第149条第1項及び前項（第4項から第6項までにおいて準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。</u></p> <p><u>(1) 次に掲げるガソリン自動車</u></p> <p><u>ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(ア) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p><u>(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p><u>イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(ア) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸</u></p>	

改正前	改正後
<p><u>化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p><u>(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p><u>ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(ア) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。</u></p> <p><u>b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p><u>エ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(ア) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p>	

改正前	改正後
<p><u>(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p><u>オ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(ア) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。</u></p> <p><u>b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p><u>(2) 次に掲げる石油ガス自動車</u></p> <p><u>ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(ア) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p><u>(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費</u></p>	

改正前	改正後
<p><u>効率以上であること。</u></p> <p><u>イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(ア) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p><u>(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p><u>(3) 次に掲げる軽油自動車</u></p> <p><u>ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(ア) 平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。</u></p> <p><u>(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p><u>(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p><u>イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(ア) 平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車</u></p>	

改正前	改正後
<p><u>基準に適合すること。</u></p> <p>(イ) <u>エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p>(ウ) <u>エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p>ウ <u>車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(ア) <u>平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。</u></p> <p>(イ) <u>エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p>エ <u>車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(ア) <u>平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。</u></p> <p>(イ) <u>エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p>オ <u>車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(ア) <u>次のいずれかに該当すること。</u></p> <p>a <u>平成28年軽油重量車基準に適合すること。</u></p> <p>b <u>平成21年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。</u></p> <p>(イ) <u>エネルギー消費効率が令和7年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p>3 <u>法第149条第1項及び前2項(これらの規定を次項から第6項ま</u></p>	

改正前		改正後
<p>でにおいて準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の3とする。</p> <p>4 第1項(第1号ア、イ及びオに係る部分に限る。)及び第2項(第1号ア、イ及びエに係る部分に限る。)の規定は、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車(法第149条第2項の平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車をいう。)について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
第1項第1号ア(イ)	<p>令和12年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第4号イ(2)の令和12年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。)に100分の80</p>	<p>法第149条第2項に規定する基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この号及び次項第1号において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の173</p>
第1項第1号ア(ウ)	<p>令和2年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第4号イ(3)の令和2年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この</p>	<p>平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値</p>

改正前			改正後
	条及び附則第19条 において同じ。)		
第1項第1 号イ(イ)	令和12年度基準エ ネルギー消費効率 に100分の85	平成22年度基準エネルギー消 費効率に100分の184	
第1項第1 号イ(ウ)	令和2年度基準エ ネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消 費効率に100分の150を乗じて 得た数値	
第1項第1 号オ(イ)	令和4年度基準エ ネルギー消費効 率)	平成22年度基準エネルギー消 費効率に100分の155を乗じて 得た数値)	
第2項第1 号ア(イ)	令和12年度基準エ ネルギー消費効率 に100分の70	平成22年度基準エネルギー消 費効率に100分の151	
第2項第1 号ア(ウ)	令和2年度基準エ ネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消 費効率に100分の150を乗じて 得た数値	
第2項第1 号イ(イ)	令和12年度基準エ ネルギー消費効率 に100分の75	平成22年度基準エネルギー消 費効率に100分の162	
第2項第1 号イ(ウ)	令和2年度基準エ ネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消 費効率に100分の150を乗じて 得た数値	
第2項第1 号エ(イ)	令和4年度基準エ ネルギー消費効率 に100分の95	平成22年度基準エネルギー消 費効率に100分の147	

改正前		改正後	
<p>5 第1項(第1号ア及びイ、第2号並びに第3号ア及びイに係る部分に限る。)及び第2項(第1号ア及びイ、第2号並びに第3号ア及びイに係る部分に限る。)の規定は、令和2年度基準エネルギー消費効率等算定自動車(法第149条第3項の令和2年度基準エネルギー消費効率等算定自動車をいう。)について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			
第1項第1号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第4号イ(2)の令和12年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。)に100分の80	令和2年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第4号イ(3)の令和2年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。)に100分の116	
第1項第1号ア(ウ)	令和2年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第4号イ(3)の令和2年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第19条にお	令和2年度基準エネルギー消費効率	

改正前			改正後
	いて同じ。)		
第1項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の123	
第1項第2号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の116	
第1項第2号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の123	
第1項第3号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の116	
第1項第3号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の123	
第2項第1号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102	
第2項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109	
第2項第2号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102	
第2項第2号イ(イ)	令和12年度基準	令和2年度基準エネルギー消費	

改正前			改正後
号イ(イ)	エネルギー消費 効率に100分の75	費効率に100分の109	
第2項第3 号ア(イ)	令和12年度基準 エネルギー消費 効率に100分の70	令和2年度基準エネルギー消 費効率に100分の102	
第2項第3 号イ(イ)	令和12年度基準 エネルギー消費 効率に100分の75	令和2年度基準エネルギー消 費効率に100分の109	
<p>6 <u>第1項(第3号キに係る部分に限る。)</u>及び<u>第2項(第3号オに係る部分に限る。)</u>の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率算定自動車(法第149条第4項の平成27年度基準エネルギー消費効率算定自動車をいう。)について準用する。この場合において、<u>第1項第3号キ(イ)中「令和7年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第6号ト(2)の令和7年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。)」とあるのは「基準エネルギー消費効率(法第145条第5号の基準エネルギー消費効率をいう。)</u>であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項第3号オ(イ)において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110を乗じて得た数値」と、<u>第2項第3号オ(イ)中「令和7年度基準エネルギー消費効率に100分の95」とあるのは「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(環境性能割の免税点)</u></p> <p><b>第111条の4</b> <u>通常の取得価額が50万円以下である自動車に対しては、環境性能割を課さない。</u></p> <p><u>(環境性能割の徴収の方法)</u></p> <p><b>第111条の5</b> <u>環境性能割の徴収については、申告納付の方法によ</u></p>			

改正前	改正後
<p>る。</p> <p><u>(環境性能割の申告納付)</u></p> <p><b>第111条の6</b> <u>環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則で定める様式により、環境性能割の課税標準額、環境性能割額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時</u></p> <p>(2) <u>道路運送車両法第13条第1項の規定による移転登録(以下この号、第114条及び第117条第2項において「移転登録」という。)を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があった日から15日を経過する日(その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時)</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の変更記録を受けるべき自動車 当該変更記録を受けるべき事由があった日から15日を経過する日(その日前に当該変更記録を受けたときは、当該変更記録の時)</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から15日を経過する日</u></p> <p>2 <u>自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。以下この項において同じ。)は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則で定める様式により、当該自動車の取得者が取得した自動車について必要な事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(環境性能割の納付の方法)</u></p> <p><b>第111条の7</b> <u>環境性能割の納税義務者は、前条又は法第161条の規</u></p>	

改正前	改正後
<p><u>定により環境性能割額(当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。以下この条において同じ。)を納付する場合には、証紙代金収納計器により当該環境性能割額に相当する金額が表示された申告書又は修正申告書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 環境性能割の納税義務者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、当該環境性能割額に相当する現金を納付することができる。</u></p> <p><u>(1) 環境性能割の納税義務者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請をし、併せて佐賀県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年佐賀県条例第28号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前条第1項の規定による申告書の提出を行う場合</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもののほか、知事が特別の事情があると認めた場合</u></p> <p><u>3 第1項に規定する証紙代金収納計器による環境性能割額に相当する金額の表示の方法その他証紙代金収納計器による環境性能割の徴収について必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p><u>(環境性能割の報告)</u></p> <p><b>第111条の8</b> <u>自動車の取得をした者は、その取得価額が50万円以下である場合又は当該自動車の取得が法第150条に掲げる自動車の取得である場合においては、第111条の6第1項各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に掲げる時又は日までに、施行規則で定める報告書を知事に提出しなければならない。この場合においては、同項後段の規定を準用する。</u></p>	

改正前	改正後
<p><u>(環境性能割に係る不申告に関する過料)</u></p> <p><b>第111条の9</b> <u>環境性能割の納税義務者が第111条の6の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u></p> <p><u>(譲渡担保財産に対して課する環境性能割の納税義務の免除等)</u></p> <p><b>第111条の10</b> <u>譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から6月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権者が取得した当該譲渡担保財産に対する環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。</u></p> <p><u>2 知事は、自動車の取得者から環境性能割について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から6月以内の期間を限って、当該自動車に対する環境性能割に係る徴収金の徴収を猶予する。</u></p> <p><u>3 前項の規定による徴収の猶予をした場合には、当該徴収の猶予がされた環境性能割額に係る延滞金額のうち当該徴収を猶予した期間に対応する部分の金額を免除する。</u></p> <p><u>4 知事は、第2項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る環境性能割について第1項の規定の適用がないことが明らかとなったときは、当該徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた環境性能割に係る徴収金を納付しなければならない。</u></p> <p><u>5 環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該環境性能割について第1項の規定の適用があることとなったときは、知</u></p>	

改正前	改正後
<p><u>事は、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。</u></p> <p><u>6 知事は、前項の規定により環境性能割に係る徴収金を還付する場合において、還付を受けるべき者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。</u></p> <p><u>7 第2項の申告及び第5項の申請は、それぞれ規則で定める申告書及び申請書により、これをしなければならない。</u>  <u>(自動車の返還があった場合の環境性能割の納税義務の免除等)</u></p> <p><b>第111条の11</b> <u>自動車販売業者から自動車の取得をした者(以下この項及び次項において「自動車の取得をした者」という。)が、当該自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由で施行規則で定めるものにより、当該自動車の取得の日から1月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還した場合には、当該自動車の取得をした者が取得した自動車に対する環境性能割に係る納税義務を免除する。</u></p> <p><u>2 環境性能割を徴収した場合において、当該環境性能割について前項の規定の適用があることとなったときは、自動車の取得をした者の申請に基づいて、当該環境性能割に相当する額を還付する。</u></p> <p><u>3 前項の申請は、規則で定める申請書により、これをしなければならない。</u></p> <p><u>4 前条第6項の規定は、第1項の規定により環境性能割額を還付する場合について準用する。</u>  <u>(環境性能割の減免)</u></p> <p><b>第111条の11の2</b> <u>知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、当該自動車の取得をした者の申請により、環境性能割を減免する。ただし、第3号及び第4号に該当する場合の環境性能割の減免額は、当該自動車の取得価額のうち身体に障害</u></p>	

改正前	改正後
<p><u>がある者で歩行が困難なもの（以下「身体障害者」という。）若しくは精神に障害がある者で歩行が困難なもの（以下「精神障害者」という。）の利用に供するための構造変更又は身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）が運転するための構造変更に必要な金額に当該自動車の取得に係る環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額とする。</u></p> <p><u>(1) 身体障害者等又は身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。）を常時介護する者が運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得（当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。）で知事が必要があると認めるもの</u></p> <p><u>(2) 構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車に係る自動車の取得で知事が必要があると認めるもの</u></p> <p><u>(3) 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車に係る自動車の取得で知事が必要があると認めるもの</u></p> <p><u>(4) 専ら身体障害者等が運転するための構造変更がなされた自動車に係る自動車の取得で知事が必要があると認めるもの</u></p> <p><u>2 前項の申請は、規則で定める申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、これをしなければならない。</u></p> <p><u>3 第1項第1号の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、前項の申請書を提出する際に、規則で定める書類を提示しなければならない。</u></p> <p><u>（環境性能割の市町に対する交付）</u></p> <p><b>第111条の12</b> 県は、県に納付された環境性能割額に相当する額に施</p>	

改正前		改正後																															
<p>行令で定める率を乗じて得た額の100分の43に相当する額を、施行令で定めるところにより、県内の市町に対し、当該市町が管理する市町道（当該市町がその管理について経費を負担しないものその他施行規則で定めるものを除く。）の延長及び面積に按分して交付するものとする。</p> <p>2 前項の道路の延長及び面積は、施行規則で定めるところにより算定するものとする。ただし、道路の種類、幅員による道路の種類その他の事情を参酌して、施行規則で定めるところにより補正することができる。</p> <p>（種別割の税率）</p> <p><b>第112条</b> 種別割の税率は、次の表の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、1台についてそれぞれ当該右欄に掲げる額とする。</p>		<p>（自動車税の税率）</p> <p><b>第112条</b> 自動車税の税率は、次の表の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、1台についてそれぞれ当該右欄に掲げる額とする。</p>																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">自動車の区分</th> <th colspan="2">税率（年額）</th> </tr> <tr> <th>営業用</th> <th>自家用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 乗用車</td> <td>総排気量が1リットル以下のもの及び電気自動車（法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。以下この条並びに附則第19条及び第19条の2において同じ。）</td> <td colspan="2" rowspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>		自動車の区分		税率（年額）		営業用	自家用	1 乗用車	総排気量が1リットル以下のもの及び電気自動車（法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。以下この条並びに附則第19条及び第19条の2において同じ。）	略		略	略				<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">自動車の区分</th> <th colspan="2">税率（年額）</th> </tr> <tr> <th>営業用</th> <th>自家用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 乗用車</td> <td>総排気量が1リットル以下のもの及び電気自動車（法附則第12条の3第1項に規定する電気自動車をいう。以下この条並びに附則第19条及び第19条の2において同じ。）</td> <td colspan="2" rowspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>		自動車の区分		税率（年額）		営業用	自家用	1 乗用車	総排気量が1リットル以下のもの及び電気自動車（法附則第12条の3第1項に規定する電気自動車をいう。以下この条並びに附則第19条及び第19条の2において同じ。）	略		略	略			
自動車の区分				税率（年額）																													
		営業用	自家用																														
1 乗用車	総排気量が1リットル以下のもの及び電気自動車（法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。以下この条並びに附則第19条及び第19条の2において同じ。）	略																															
	略																																
略																																	
自動車の区分		税率（年額）																															
		営業用	自家用																														
1 乗用車	総排気量が1リットル以下のもの及び電気自動車（法附則第12条の3第1項に規定する電気自動車をいう。以下この条並びに附則第19条及び第19条の2において同じ。）	略																															
	略																																
略																																	

改正前	改正後
<p>3 第1項の表の第3号中自家用のバスのうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を設置する者が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童又は幼児の通学又は通園の用に供するバスに係る種別割の税率は、第1項の表の第3号に規定する一般乗合用バスに係る種別割の税率によるものとする。</p> <p>4 略 （種別割の納期）</p> <p><b>第113条</b> 種別割の納期は、5月11日から同月31日までとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 賦課期日後に納税義務が発生した種別割で普通徴収の方法により徴収するものの納期は、知事が納税通知書に定めた期日とする。</p> <p>（種別割の徴収の方法）</p> <p><b>第113条の2</b> 種別割の徴収は、普通徴収の方法による。</p> <p>2 種別割の普通徴収の方法によって徴収する場合には、納税通知書は、遅くとも、その納期限前10日までに納税者に交付するものとする。</p> <p>3 新規登録の申請があった自動車について法第177条の10第1項の規定により課する種別割の徴収については、賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、第1項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。</p>	<p>3 第1項の表の第3号中自家用のバスのうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を設置する者が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童又は幼児の通学又は通園の用に供するバスに係る自動車税の税率は、第1項の表の第3号に規定する一般乗合用バスに係る自動車税の税率によるものとする。</p> <p>4 略 （自動車税の納期）</p> <p><b>第113条</b> 自動車税の納期は、5月11日から同月31日までとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 賦課期日後に納税義務が発生した自動車税で普通徴収の方法により徴収するものの納期は、知事が納税通知書に定めた期日とする。</p> <p>（自動車税の徴収の方法）</p> <p><b>第113条の2</b> 自動車税の徴収は、普通徴収の方法による。</p> <p>2 自動車税の普通徴収の方法によって徴収する場合には、納税通知書は、遅くとも、その納期限前10日までに納税者に交付するものとする。</p> <p>3 道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（次条、第114条及び附則第19条において「新規登録」という。）の申請があった自動車について法第157条第1項の規定により課する自動車税の徴収については、賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、第1項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。</p>

改正前	改正後
<p>4 <u>種別割</u>の納税義務者は、前項の規定によって<u>種別割</u>を納付する 場合においては、証紙代金収納計器により当該<u>種別割額</u>に相当する 金額が表示された<u>法第177条の13第1項</u>の規定による申告書を 知事に提出しなければならない。</p> <p>5 知事は、特別の事情があると認めるときは、<u>種別割額</u>に相当する 現金の納付を受けた後<u>法第177条の13第1項</u>の規定による申告 書に納税済印を押すことによって<u>種別割</u>を払い込ませることが できる。</p> <p>6 <u>法第177条の13第1項</u>の規定による申告書の提出がなかったこと により、第3項の規定により<u>種別割</u>を証紙徴収の方法によって 徴収することができない場合には、当該<u>種別割</u>の徴収については、 普通徴収の方法による。</p> <p>7 第4項に規定する証紙代金収納計器による<u>種別割</u>に相当する金額の 表示の方法その他証紙代金収納計器による<u>種別割</u>の徴収につ いて必要な事項は、規則で定める。 (<u>種別割</u>の徴収の方法の特例)</p> <p><b>第113条の3</b> <u>種別割</u>の納税義務者が情報通信技術を活用した行政 の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する 電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行う場合におい て、佐賀県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条 例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を 使用して、又は法第747条の2第1項の規定により法第762条第1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、 地方税共同機構を経由して、次条第1項の規定による申告書の提 出を行うときは、前条第3項から第5項までの規定にかかわらず、 当該納税者が<u>当該登録</u>の申請をした際に、<u>当該登録</u>の申請に係る 自動車に対して課する<u>種別割</u>を施行規則で定める方法により徴収</p>	<p>4 <u>自動車税</u>の納税義務者は、前項の規定によって<u>自動車税</u>を納付 する場合においては、証紙代金収納計器により当該<u>自動車税額</u>に 相当する金額が表示された<u>法第160条第1項</u>の規定による申告書 を知事に提出しなければならない。</p> <p>5 知事は、特別の事情があると認めるときは、<u>自動車税額</u>に相当 する現金の納付を受けた後<u>法第160条第1項</u>の規定による申告書 に納税済印を押すことによって<u>自動車税</u>を払い込ませることが できる。</p> <p>6 <u>法第160条第1項</u>の規定による申告書の提出がなかったことによ り、第3項の規定により<u>自動車税</u>を証紙徴収の方法によって徴 収することができない場合には、当該<u>自動車税</u>の徴収については、 普通徴収の方法による。</p> <p>7 第4項に規定する証紙代金収納計器による<u>自動車税</u>に相当する 金額の表示の方法その他証紙代金収納計器による<u>自動車税</u>の徴収 について必要な事項は、規則で定める。 (<u>自動車税</u>の徴収の方法の特例)</p> <p><b>第113条の3</b> <u>自動車税</u>の納税義務者が情報通信技術を活用した行政 の推進等に関する法律 (<u>平成14年法律第151号</u>) 第6条第1項の 規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録 の申請を行う場合において、佐賀県行政手続等における情報通信 の技術の利用に関する条例 (<u>平成16年佐賀県条例第28号</u>) 第3条 第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用し て、又は法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規 定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方 税共同機構を経由して、次条第1項の規定による申告書の提出を 行うときは、前条第3項から第5項までの規定にかかわらず、当 該納税者が<u>当該新規登録</u>の申請をした際に、<u>当該新規登録</u>の申請</p>

改正前	改正後
<p>するものとする。</p> <p>(種別割の賦課徴収に関する申告)</p> <p><b>第114条</b> 種別割の納税義務者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する事実が発生した日の翌日から起算して7日を経過する日まで（7日を経過する日までの間に新規登録、道路運送車両法第12条第1項に規定する変更登録又は移転登録の申請をするときは、その申請をした際に）に申告書を施行規則の定めるところにより知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 法第146条第3項の使用者となったとき、又は使用者でなくなったとき。</p> <p>(6) 略</p> <p>2 前項の規定により申告書を提出した者が、その申告書を提出した後に新規登録、<u>道路運送車両法第12条第1項に規定する</u>変更登録又は移転登録の申請をするときは、その申請をした際に申告書を施行規則の定めるところにより改めて知事に提出しなければならない。</p> <p>3 種別割の納税義務者が前2項の規定により申告書を提出した後において、その申告した事項に異動を生じたときは、前2項の例により申告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(種別割に係る不申告等に関する過料)</p> <p><b>第115条</b> 種別割の納税義務者又は第110条の2第1項に規定する自動車の売主が前2条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告しなかった場合には、そ</p>	<p>に係る自動車に対して課する<u>自動車税</u>を施行規則で定める方法により徴収するものとする。</p> <p>(自動車税の賦課徴収に関する申告)</p> <p><b>第114条</b> <u>自動車税</u>の納税義務者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する事実が発生した日の翌日から起算して7日を経過する日まで（7日を経過する日までの間に新規登録、道路運送車両法第12条第1項に規定する変更登録（次項において「<u>変更登録</u>」という。）又は<u>同法第13条第1項の規定による移転登録</u>（次項及び第117条第2項において「<u>移転登録</u>」という。）の申請をするときは、その申請をした際に）に申告書を施行規則の定めるところにより知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>法第146条第2項</u>の使用者となったとき、又は使用者でなくなったとき。</p> <p>(6) 略</p> <p>2 前項の規定により申告書を提出した者が、その申告書を提出した後に新規登録、変更登録又は移転登録の申請をするときは、その申請をした際に申告書を施行規則の定めるところにより改めて知事に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>自動車税</u>の納税義務者が前2項の規定により申告書を提出した後において、その申告した事項に異動を生じたときは、前2項の例により申告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(自動車税に係る不申告等に関する過料)</p> <p><b>第115条</b> <u>自動車税</u>の納税義務者又は第110条の2第1項に規定する自動車の売主が前2条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告しなかった場合には、</p>

改正前	改正後
<p>の者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p><u>(自動車の売主の第二次納税義務に係る種別割の納付義務の免除)</u></p> <p><b>第116条</b> 知事は、<u>第110条の2第1項に規定する自動車の所在及び買主の住所又は居所が不明である場合において、当該自動車の売主が当該自動車の売買に係る代金の全部又は一部を受け取ることができなくなったと認められるときは、当該受け取ることができなくなったと認められる額を限度として、当該自動車の売主の法第11条の10第1項の規定による第二次納税義務に係る種別割の徴収金の納付の義務を免除する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定は、第110条の2第1項に規定する自動車の売主から同項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときに限り、適用する。</u></p> <p>(種別割の減免)</p> <p><b>第117条</b> 知事は、<u>身体障害者等が所有する自動車(身体障害者等と生計を一にする者が所有する自動車を含む。)</u>で、当該身体障害者等、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。)を常時介護する者が運転するもののうち、必要があると認めるもの(1台に限る。)に対しては、<u>種別割を減免することができる。</u></p> <p>2 前項の規定によって<u>種別割の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるもの</u>にあつては納期限の日(法第177条の8に規定する賦課期日(移転登録の申請があつた場合は、<u>当該登録があつた日</u>)後において当該減免の対象となつたもの</p>	<p>その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p><b>第116条 削除</b></p> <p>(自動車税の減免)</p> <p><b>第117条</b> 知事は、<u>身体又は精神に障害のある者で歩行が困難なもの</u>(以下「<u>身体障害者等</u>」という。)が所有する自動車(身体障害者等と生計を一にする者が所有する自動車を含む。)で、当該身体障害者等、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。)を常時介護する者が運転するもののうち、必要があると認めるもの(1台に限る。)に対しては、<u>自動車税を減免することができる。</u></p> <p>2 前項の規定によって<u>自動車税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるもの</u>にあつては納期限の日(法第155条に規定する賦課期日(移転登録の申請があつた場合は、<u>当該移転登録があつた日</u>)後において当該減免の対象となつたもの</p>

改正前	改正後
<p>の他知事が認めるものについては、当該賦課期日の属する年度の2月末日)までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつては当該証紙徴収の方法によって税金を納付することとされている際(納付後において当該減免の対象となったものその他知事が認めるものについては、当該納付した日の属する年度の2月末日まで)に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、知事に提出するとともに、道路交通法第92条の規定により交付された身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)その他の第4号に掲げる事項を証するに足る資料及び規則で定める書類を提示しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>3 知事は、前2項の規定により種別割の減免を受けた自動車を当該申請者が所有する間、当該申請に係る年度以降においても前項の申請があつたものとみなして第1項の規定を適用することができる。</p> <p>4 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が止んだ場合においては、直ちにその旨を知事に申告しなければならない。</p> <p><b>第118条</b> 知事は、構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車が必要であると認めるものに対しては、種別割を減免することができる。</p> <p>2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により徴収されるものにあつては納期限までに、証紙徴収の方法により徴収されるものにあつては当該証紙徴収の方法に</p>	<p>その他知事が認めるものについては、当該賦課期日の属する年度の2月末日)までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつては当該証紙徴収の方法によって税金を納付することとされている際(納付後において当該減免の対象となったものその他知事が認めるものについては、当該納付した日の属する年度の2月末日まで)に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、知事に提出するとともに、道路交通法第92条の規定により交付された身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)その他の第4号に掲げる事項を証するに足る資料及び規則で定める書類を提示しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>3 知事は、前2項の規定により自動車税の減免を受けた自動車を当該申請者が所有する間、当該申請に係る年度以降においても前項の申請があつたものとみなして第1項の規定を適用することができる。</p> <p>4 第1項の規定によって自動車税の減免を受けた者は、その事由が止んだ場合においては、直ちにその旨を知事に申告しなければならない。</p> <p><b>第118条</b> 知事は、構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車が必要であると認めるものに対しては、自動車税を減免することができる。</p> <p>2 前項の規定により自動車税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により徴収されるものにあつては納期限までに、証紙徴収の方法により徴収されるものにあつては当該証紙徴収の方法</p>

改正前	改正後
<p>より税金を払い込むこととされている際に、規則で定める様式による申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p><b>第119条</b> 知事は、地方バス路線維持のため県が行う補助を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が所有する一般乗合用のバスのうち、当該補助に係るバス路線において運行の用に供するもので、規則で定めるところにより知事が指定したものに対しては、<u>種別割</u>を減免することができる。</p> <p>2 前項の規定により<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、規則で定める様式による申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p><b>第119条の2</b> 知事は、天災その他の災害により自己の所有に係る自動車につき損害を受け、相当の修繕費（保険金又は損害賠償金により補てんされるべき金額を除く。）の支出を要すると認められる者に対しては、当該損害の程度に応じ、<u>種別割</u>（当該災害が発生した日の属する年度分に限る。）を減免することができる。</p> <p>2 前項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その減免を受けようとする事由を証明する書類、修繕費として支出した金額の明細を証明する書類及び保険金又は損害賠償金により補てんされるべき金額を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 自動車の登録番号、車台番号、<u>種別割額</u>その他減免を受けようとする自動車であることを特定するために必要な事項として規則で定める事項</p> <p>(3) 略</p>	<p>により税金を払い込むこととされている際に、規則で定める様式による申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p><b>第119条</b> 知事は、地方バス路線維持のため県が行う補助を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が所有する一般乗合用のバスのうち、当該補助に係るバス路線において運行の用に供するもので、規則で定めるところにより知事が指定したものに対しては、<u>自動車税</u>を減免することができる。</p> <p>2 前項の規定により<u>自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、規則で定める様式による申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p><b>第119条の2</b> 知事は、天災その他の災害により自己の所有に係る自動車につき損害を受け、相当の修繕費（保険金又は損害賠償金により補てんされるべき金額を除く。）の支出を要すると認められる者に対しては、当該損害の程度に応じ、<u>自動車税</u>（当該災害が発生した日の属する年度分に限る。）を減免することができる。</p> <p>2 前項の規定によって<u>自動車税</u>の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その減免を受けようとする事由を証明する書類、修繕費として支出した金額の明細を証明する書類及び保険金又は損害賠償金により補てんされるべき金額を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 自動車の登録番号、車台番号、<u>自動車税額</u>その他減免を受けようとする自動車であることを特定するために必要な事項として規則で定める事項</p> <p>(3) 略</p>

改正前	改正後
<p><b>第119条の3</b> 知事は、賦課期日において、古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条の許可を受けた自動車販売業者が商品として所有し、かつ、展示し（修理その他やむを得ない理由により展示できない場合を除く。）、道路運送車両法第4条の登録を受けている自動車で、当該登録に係る所有者及び使用者が同一であるものに対しては、<u>種別割</u>を軽減することができる。</p> <p>2 前項の規定により<u>種別割</u>の軽減を受けようとする者は、納期限までに、規則で定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>（<u>種別割</u>に係る証明書の交付）</p> <p><b>第120条</b> 知事は、道路運送車両法第97条の2第1項に規定する書面の交付の申請を受けた場合において、当該申請に係る自動車の所有者が現に<u>種別割</u>を滞納していないとき、又はその滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであるときは、規則の定めるところによって、その旨を証する証明書を当該申請をした者に交付するものとする。</p> <p>（<u>種別割</u>に係る督促）</p> <p><b>第120条の2</b> 納税者が納期限までに<u>種別割</u>に係る徴収金を完納しない場合においては、徴税吏員は、当該納期限後50日以内に督促状を発しなければならない。ただし、法第13条の2の規定により繰上徴収をする場合においては、この限りでない。</p> <p>附 則</p> <p>（個人の県民税の所得割の非課税の範囲等）</p> <p><b>第2条 略</b></p> <p>2 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する</p>	<p><b>第119条の3</b> 知事は、賦課期日において、古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条の許可を受けた自動車販売業者が商品として所有し、かつ、展示し（修理その他やむを得ない理由により展示できない場合を除く。）、道路運送車両法第4条の登録を受けている自動車で、当該登録に係る所有者及び使用者が同一であるものに対しては、<u>自動車税</u>を軽減することができる。</p> <p>2 前項の規定により<u>自動車税</u>の軽減を受けようとする者は、納期限までに、規則で定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>（<u>自動車税</u>に係る証明書の交付）</p> <p><b>第120条</b> 知事は、道路運送車両法第97条の2第1項に規定する書面の交付の申請を受けた場合において、当該申請に係る自動車の所有者が現に<u>自動車税</u>を滞納していないとき、又はその滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであるときは、規則の定めるところによって、その旨を証する証明書を当該申請をした者に交付するものとする。</p> <p>（<u>自動車税</u>に係る督促）</p> <p><b>第120条の2</b> 納税者が納期限までに<u>自動車税</u>に係る徴収金を完納しない場合においては、徴税吏員は、当該納期限後50日以内に督促状を発しなければならない。ただし、法第13条の2の規定により繰上徴収をする場合においては、この限りでない。</p> <p>附 則</p> <p>（個人の県民税の所得割の非課税の範囲等）</p> <p><b>第2条 略</b></p> <p>2 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する</p>

改正前	改正後
<p>場合には、当該金額に32万円を加算した金額)が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第33条及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該納税義務者の第33条から第34条の3まで、附則第5条第1項、<u>附則第5条の5第1項</u>及び附則第5条の6第1項並びに法附則第5条の5第1項の規定を適用して計算した場合の所得割の額</p> <p>(3) 当該納税義務者の法第314条の3、法第314条の6から第314条の8まで、<u>法附則第5条第3項、法附則第5条の4第6項、法附則第5条の4の2第5項</u>及び法附則第5条の5第2項の規定を適用して計算した場合の所得割の額</p> <p>3 略</p> <p><b>第5条の2から第5条の4まで 削除</b>  <u>(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)</u></p> <p><b>第5条の5</b> 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合<u>(同法第41条第1項に規定する居住年(以下この条及び次条において「居住年」という。))が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)</u>において、第1号に掲げる金額と第2号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第3号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が0を下回る場合には、0とする。)の5分の2に</p>	<p>場合には、当該金額に32万円を加算した金額)が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第33条及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該納税義務者の第33条から第34条の3まで、附則第5条第1項及び附則第5条の6第1項並びに法附則第5条の5第1項の規定を適用して計算した場合の所得割の額</p> <p>(3) 当該納税義務者の法第314条の3、法第314条の6から第314条の8まで、<u>法附則第5条第3項、法附則第5条の4第5項</u>及び法附則第5条の5第2項の規定を適用して計算した場合の所得割の額</p> <p>3 略</p> <p><b>第5条の2から第5条の5まで 削除</b></p>

改正前	改正後
<p><u>相当する金額（第3項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第33条及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</u></p> <p><u>(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項から第4項まで若しくは第41条の2又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成19年以後の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）</u></p> <p><u>(2) アに掲げる金額とイに掲げる金額とを合計した金額からウに掲げる金額を控除した金額</u></p> <p><u>ア 当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につき所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号。以下この項において「平成18年所得税法等改正法」という。）第14条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）第4条の規定により読み替えられた平成18年所得税法等改正法第1条の規定による改正前の所得税法第2編第3章第1節の規定を適用して計算した所得税の額</u></p> <p><u>イ 当該納税義務者の前年分の租税特別措置法第8条の4第1項（所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号。以下この項において「平成20年所得税法等改正法」という。）</u></p>	

改正前	改正後
<p><u>附則第32条第1項の規定により適用される場合を含む。）、第25条第2項、第28条の4第1項、第31条第1項（同法第31条の2又は第31条の3の規定により適用される場合を含む。）、第32条第1項若しくは第2項、第37条の10第1項（平成20年所得税法等改正法附則第43条第2項の規定により適用される場合を含む。）若しくは第41条の14第1項又は租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項、第18項、第20項、第22項若しくは第24項の規定による所得税の額の合計額</u></p> <p><u>ウ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第25条の規定による免除額、所得税法第92条の規定による控除額、租税特別措置法第10条から第10条の5の3まで及び第10条の6（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）第10条の4の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除額並びに震災特例法第10条の2から第10条の3の3までの規定による控除額の合計額</u></p> <p><u>(3) 当該納税義務者の前年分の所得税の額（前年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18、第41条の18の2第2項、第41条の18の3若しくは第41条の19の2から第41条の19の4まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）第2条又は所得税法第95条の規定の適用があった場合には、これらの規定の適用がなかったものとして計算した金額）</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合における第34条の3及び第34条の4の規定の適用については、第34条の3中「前3条」とあるのは</u></p>	

改正前	改正後
<p>「前3条及び附則第5条の5第1項」と、第34条の4中「第33条から前条まで」とあるのは「<u>第33条から前条まで及び附則第5条の5第1項</u>」とする。</p> <p>3 第1項の規定は、<u>県民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び県民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した県民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、法附則第5条の4第8項の市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書と併せて、当該年度の初日の属する年の1月1日現在における住所所在地の市町長に提出した場合に限り、適用する。</u></p> <p><b>第5条の6</b> 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（<u>居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。</u>）において、<u>前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）の5分の2に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第33条及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</u>この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額（当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控</p>	<p style="text-align: center;"><u>（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）</u></p> <p><b>第5条の6</b> 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（<u>同法第41条第1項に規定する居住年（以下この条において「居住年」という。）が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。</u>）には、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）の5分の2に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第33条及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（<u>居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第86条第</u></p>

改正前	改正後
<p>除限度額」という。)を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第21項まで若しくは第41条の2又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額(平成19年又は平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額)</p> <p>(2) 当該納税義務者の前年分の所得税の額(前年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18、第41条の18の2第2項、第41条の18の3若しくは第41条の19の2から第41条の19の4まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条又は所得税法第95条若しくは第165条の6の規定の適用があった場合には、これらの規定の適用がなかったものとして計算した金額)</p> <p>2 略</p> <p>3 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から令和3年までであって、かつ、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得又は同条第16項に規定する特別特定取得に該当する同条</p>	<p>2項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)から48万円を控除して得た額(当該控除して得た額が0を下回る場合には、0とする。)を加算した額)の100分の2に相当する金額(当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。)を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項から第18項まで若しくは第41条の2又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成7年法律第11号)第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額</p> <p>(2) 当該納税義務者の前年分の所得税の額(前年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18、第41条の18の2第2項、第41条の18の3若しくは第41条の19の2から第41条の19の4まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)第2条又は所得税法第95条若しくは第165条の6の規定の適用があった場合には、これらの規定の適用がなかったものとして計算した金額)</p> <p>2 略</p> <p>3 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から令和3年までであって、かつ、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得又は同条第12項に規定する特別特定取得に該当する同条</p>

改正前	改正後
<p>第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合における第1項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例)</p> <p><b>第6条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第34条から第34条の4まで、<u>附則第5条第1項、附則第5条の5第1項</u>及び附則第5条の6第1項の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第6条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第34条の2中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第6条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条前段、第34条の3及び第34条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第6条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、<u>附則第5条第1項、附則第5条の5第1項</u>及び附則第5条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第6条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第34条の2後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第6条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第5条第1項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第6条第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得(同条第2項に規定する特定上場株式等の配当等に係る配当所得については同項の規定により同条第1項の規定の適用を受けようとするものに限る。)」と、</p>	<p>第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合における第1項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例)</p> <p><b>第6条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第34条から第34条の4まで、附則第5条第1項及び附則第5条の6第1項の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第6条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第34条の2中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第6条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条前段、第34条の3及び第34条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第6条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第5条第1項及び附則第5条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第6条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第34条の2後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第6条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第5条第1項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第6条第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得(同条第2項に規定する特定上場株式等の配当等に係る配当所得については同項の規定により同条第1項の規定の適用を受けようとするものに限る。)」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総</p>

改正前	改正後
<p>同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第6条第1項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額の合計額」とする。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)</p> <p><b>第7条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>第34条から第34条の4まで、附則第5条第1項、附則第5条の5第1項及び附則第5条の6第1項の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第34条の2中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第7条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同条前段、第34条の3及び第34条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第5条第1項、<u>附則第5条の5第1項</u>及び附則第5条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第34条の2後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第7条第1項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」とする。</u></p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その</p>	<p>所得金額及び附則第6条第1項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額の合計額」とする。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)</p> <p><b>第7条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第34条から第34条の4まで、附則第5条第1項及び附則第5条の6第1項の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第34条の2中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第7条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同条前段、第34条の3及び第34条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第5条第1項及び附則第5条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第34条の2後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第7条第1項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」とする。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その</p>

改正前	改正後
<p>基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から令和8年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。</p> <p>(長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)</p> <p><b>第8条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第34条から第34条の4まで、<u>附則第5条第1項、附則第5条の5第1項及び附則第5条の6第1項</u>の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第8条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第34条の2中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第8条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条前段、第34条の3及び第34条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第8条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、<u>附則第5条第1項、附則第5条の5第1項</u>及び附則第5条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第8条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第34条の2後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第8条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第8条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)</p> <p><b>第9条</b> 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の県民税</p>	<p>基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から令和11年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。</p> <p>(長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)</p> <p><b>第8条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第34条から第34条の4まで、附則第5条第1項及び附則第5条の6第1項の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第8条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第34条の2中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第8条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条前段、第34条の3及び第34条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第8条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第5条第1項及び附則第5条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第8条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第34条の2後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第8条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第8条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)</p> <p><b>第9条</b> 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の県民税</p>

改正前	改正後
<p>に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条及び附則第11条において同じ。）の譲渡（同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条及び附則第11条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条第1項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の施行令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から施行令で定める日までの期間）内に租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。</p>	<p>に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条及び附則第11条において同じ。）の譲渡（同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条及び附則第11条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条第1項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の施行令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から施行令で定める日までの期間）内に租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。</p>

改正前	改正後
<p>3・4 略  (短期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)</p> <p><b>第11条</b> 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第34条から第34条の4まで、<u>附則第5条第1項、附則第5条の5第1項</u>及び附則第5条の6第1項の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第34条の2中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第11条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同条前段、第34条の3及び第34条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、<u>附則第5条第1項、附則第5条の5第1項</u>及び附則第5条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第34条の2後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第11条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額の合計額」とする。</p> <p>(3)・(4) 略  (一般株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)</p> <p><b>第11条の2</b> 略</p> <p>2 略</p>	<p>3・4 略  (短期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)</p> <p><b>第11条</b> 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第34条から第34条の4まで、附則第5条第1項及び附則第5条の6第1項の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第34条の2中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第11条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同条前段、第34条の3及び第34条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第5条第1項及び附則第5条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第34条の2後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第11条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額の合計額」とする。</p> <p>(3)・(4) 略  (一般株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)</p> <p><b>第11条の2</b> 略</p> <p>2 略</p>

改正前	改正後
<p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第34条から第34条の4まで、<u>附則第5条第1項、附則第5条の5第1項</u>及び附則第5条の6第1項の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第34条の2中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第11条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条前段、第34条の3及び第34条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、<u>附則第5条第1項、附則第5条の5第1項</u>及び附則第5条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第34条の2後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第11条の2第1項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例)</p> <p><b>第11条の3 略</b></p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第34条から第34条の4まで、<u>附則第5条第1項、附則第5条の5第1項</u>及び附則第5条の6第1項の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則</p>	<p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第34条から第34条の4まで、<u>附則第5条第1項及び附則第5条の6第1項</u>の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第34条の2中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第11条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条前段、第34条の3及び第34条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、<u>附則第5条第1項及び附則第5条の6第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第34条の2後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、<u>附則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第11条の2第1項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例)</p> <p><b>第11条の3 略</b></p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第34条から第34条の4まで、<u>附則第5条第1項及び附則第5条の6第1項</u>の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の3第1項の規定によ</p>

改正前	改正後
<p>第11条の3第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第34条の2中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第11条の3第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条前段、第34条の3及び第34条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の3第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第5条第1項、<u>附則第5条の5第1項</u>及び附則第5条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条の3第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第34条の2後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の3第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第11条の3第1項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」とする。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)</p> <p><b>第17条の3</b> 独立行政法人都市再生機構又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第57条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から<u>令和8年3月31日</u>までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。</p> <p>2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第63条の2第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第64条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から<u>令和8年3月31日</u>までの間に行われたときに限り、第63条の2第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（同日から3年以</p>	<p>る県民税の所得割の額」と、第34条の2中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第11条の3第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条前段、第34条の3及び第34条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の3第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第5条第1項及び附則第5条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条の3第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第34条の2後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の3第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第11条の3第1項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」とする。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)</p> <p><b>第17条の3</b> 独立行政法人都市再生機構又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第57条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から<u>令和13年3月31日</u>までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。</p> <p>2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第63条の2第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第64条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から<u>令和13年3月31日</u>までの間に行われたときに限り、第63条の2第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（同日から3年以</p>

改正前	改正後
<p>内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合には、4年)」と、第64条第1項中「2年」とあるのは「3年（同号に規定する施行令で定める場合には、4年）」とする。</p> <p><u>（軽油引取税の税率の特例）</u></p> <p><b>第18条の5</b> <u>軽油引取税の税率は、第109条の規定にかかわらず、当分の間、1キロリットルにつき、32,100円とする。</u></p> <p><u>（揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止）</u></p> <p><b>第18条の6</b> <u>前条の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第89条第1項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第102条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第103条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第102条第6項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税については、前条の規定の適用を停止する。</u></p> <p><b>2</b> <u>前項の規定により前条の規定の適用が停止されている場合において、租税特別措置法第89条第2項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第102条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第103条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第102条第6項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税については、前項の規定にかかわらず、前条の規定を適用す</u></p>	<p>内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合には、4年)」と、第64条第1項中「2年」とあるのは「3年（同号に規定する施行令で定める場合には、4年）」とする。</p>

改正前	改正後									
<p>る。</p> <p><u>(法附則第12条の2の10第1項の一般乗合用のバス)</u></p> <p><b>第18条の7</b> <u>法附則第12条の2の10第1項に規定する地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものの運行の用に供する一般乗合用のバスは、国土交通大臣が地方バス路線維持のため交付する車両購入に係る補助を受けて取得した一般乗合用のバスで、平均乗車密度に1日当たりの運行回数を乗じて得た数値が15以上150以下であり、かつ、知事が地域住民の生活上必要と認めて指定したバス路線の運行の用に供されるものとする。</u></p> <p><u>(自動車税の環境性能割の税率の特例)</u></p> <p><b>第18条の8</b> <u>営業用の自動車に対する第111条の3第1項及び第2項(これらの規定を同条第4項から第6項までにおいて準用する場合を含む。)並びに同条第3項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="264 930 1122 1233"> <tbody> <tr> <td data-bbox="264 930 640 1059">第1項(第4項から第6項までにおいて準用する場合を含む。)</td> <td data-bbox="640 930 869 1059">100分の1</td> <td data-bbox="869 930 1122 1059">100分の0.5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 1059 640 1189">第2項(第4項から第6項までにおいて準用する場合を含む。)</td> <td data-bbox="640 1059 869 1189">100分の2</td> <td data-bbox="869 1059 1122 1189">100分の1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 1189 640 1233">第3項</td> <td data-bbox="640 1189 869 1233">100分の3</td> <td data-bbox="869 1189 1122 1233">100分の2</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)</u></p> <p><b>第18条の9</b> <u>道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する</u></p>	第1項(第4項から第6項までにおいて準用する場合を含む。)	100分の1	100分の0.5	第2項(第4項から第6項までにおいて準用する場合を含む。)	100分の2	100分の1	第3項	100分の3	100分の2	
第1項(第4項から第6項までにおいて準用する場合を含む。)	100分の1	100分の0.5								
第2項(第4項から第6項までにおいて準用する場合を含む。)	100分の2	100分の1								
第3項	100分の3	100分の2								

改正前	改正後
<p><u>路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（以下この項及び次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（施行規則で定めるものに限る。）で最初の第110条の2第3項に規定する新規登録（以下この条から附則第19条の2までにおいて「初回新規登録」という。）を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から1,000万円を控除して得た額」とする。</u></p> <p><u>(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第3条第1項に規定する基本方針（次項第1号及び第3項第1号において「基本方針」という。）に令和7年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。</u></p> <p><u>(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条第1項に規定する公共交通移動等円滑化基準（次項第2号及び第3項第2号において「公共交通移動等円滑化基準」という。）で施行規則で定めるものに適合するものであること。</u></p> <p><u>2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から650万円（乗車定員30人以上の附則第18条の9第2項に規定する路線バス等のうち、道路運</u></p>	

改正前	改正後
<p><u>送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（空港法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港又は同法附則第2条第1項の政令で定める飛行場を起点又は終点とするもので施行規則で定めるものに限る。）にあっては800万円とし、乗車定員30人未満の附則第18条の9第2項に規定する路線バス等にあっては200万円とする。）を控除して得た額」とする。</u></p> <p><u>(1) 基本方針に令和7年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。</u></p> <p><u>(2) 公共交通移動等円滑化基準で施行規則で定めるものに適合するものであること。</u></p> <p><u>3 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであってその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から100万円を控除して得た額」とする。</u></p> <p><u>(1) 基本方針に令和7年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。</u></p> <p><u>(2) 公共交通移動等円滑化基準で施行規則で定めるものに適合するものであること。</u></p> <p><u>(3) 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向</u></p>	

改正前	改正後
<p><u>上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。</u></p> <p>4 <u>乗用車（施行規則で定めるものに限る。）</u>、<u>バス（施行規則で定めるものに限る。）</u>又は<u>車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。）が3.5トンを超えるトラック（施行規則で定める被けん引自動車を除く。）</u>であって、<u>同法第41条第1項の規定により令和7年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるものに適合するものうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）</u>で<u>初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から175万円を控除して得た額」とする。</u></p> <p>5 <u>前各項の規定は、第111条の6第1項又は法第161条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。</u></p> <p>（自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p><b>第19条</b> 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車（法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。次項第2号及び次条第2項において同じ。））<u>、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車</u>で<u>施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。）</u>、<u>混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるも</u></p>	<p>（自動車税の税率の特例）</p> <p><b>第19条</b> 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車（法附則第12条の3第1項に規定する天然ガス自動車をいう。次条第2項において同じ。））<u>、メタノール自動車（法附則第12条の3第1項に規定するメタノール自動車をいう。次条第2項において同じ。）</u>、<u>混合メタノール自動車（法附則第12条の3第1項に規定する混合メタノール自動車をいう。次条第2項において同じ。）</u>及び</p>

改正前	改正後
<p>のを内燃機関の燃料として用いる自動車<del>で</del>施行規則で定めるものをいう。<u>同項において同じ。</u>)及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。次条第2項において同じ。)並びに自家用の乗用車、キャンピング車及び事務室車(三輪の小型自動車であるものを除く。同条において同じ。)、第112条第1項の表の第3号に規定する一般乗合用バス並びに被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る同項及び同条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1) ガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成25年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度</p> <p>(2) 軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度</p>	<p>ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(法附則第12条の3第1項に規定する電力併用自動車をいう。次条第2項において同じ。)並びに自家用の乗用車、キャンピング車及び事務室車(三輪の小型自動車であるものを除く。同条において同じ。)、第112条第1項の表の第3号に規定する一般乗合用バス並びに被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る同項及び同条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1) 法附則第12条の3第1項第1号に規定するガソリン自動車又は同号に規定する石油ガス自動車で平成27年3月31日までに最初の新規登録(以下この条及び次条第1項において「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度</p> <p>(2) 法附則第12条の3第1項第1号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成29年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>2 次に掲げる自動車(被けん引自動車を除く。)に対する第112条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句</p>	<p>2 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車(被けん引自動車を除く。)に対する第112条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の</p>

改正前	改正後
<p>とする。</p> <p>(1) <u>電気自動車</u></p> <p>(2) <u>天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は同号ロに規定する平成21年天然ガス車基準（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(3) <u>法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車</u></p> <p>(4) <u>ガソリン自動車（乗用車、キャンピング車及び事務室車（いずれも営業用のものに限る。次号及び第6号において同じ。）に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(5) <u>石油ガス自動車（乗用車、キャンピング車及び事務室車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を</u></p>	<p>右欄に掲げる字句とする。</p>

改正前	改正後
<p><u>乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(6) <u>軽油自動車(乗用車、キャンピング車及び事務室車に限る。)</u>  <u>のうち、平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">略</div> <p>3 <u>次に掲げる自動車のうち、乗用車、キャンピング車及び事務室車(いずれも営業用のものに限り、前項の規定の適用を受けるもの及び被けん引自動車を除く。)</u>に対する第112条第1項の表の第1号の営業用の欄、第4号の営業用の欄及び第5号の規定の適用については、当該乗用車、キャンピング車及び事務室車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1) <u>ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(2) <u>石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油</u></p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">略</div> <p>3 <u>法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車(被けん引自動車を除く。)</u>のうち、乗用車、キャンピング車及び事務室車(いずれも営業用のものに限り、)に対する第112条第1項の規定の適用については、当該自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和8年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>

改正前		改正後	
<p><u>ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(3) 軽油自動車のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの</u></p>			
<u>第1項の表の</u>	<u>7,500円</u>	<u>4,000円</u>	
<u>第1号</u>	<u>8,500円</u>	<u>4,500円</u>	
	<u>9,500円</u>	<u>5,000円</u>	
	<u>13,800円</u>	<u>7,000円</u>	
	<u>15,700円</u>	<u>8,000円</u>	
	<u>17,900円</u>	<u>9,000円</u>	
	<u>20,500円</u>	<u>10,500円</u>	
	<u>23,600円</u>	<u>12,000円</u>	
	<u>27,200円</u>	<u>14,000円</u>	
	<u>40,700円</u>	<u>20,500円</u>	
<u>第1項の表の</u>	<u>3,900円</u>	<u>2,000円</u>	
<u>第4号</u>	<u>4,500円</u>	<u>2,500円</u>	
<u>第1項の表の</u>	<u>20,000円</u>	<u>10,000円</u>	
<u>第5号</u>	<u>24,400円</u>	<u>12,500円</u>	

改正前		改正後	
	<u>28,800円</u>		<u>14,500円</u>
	<u>34,800円</u>		<u>17,500円</u>
	<u>40,000円</u>		<u>20,000円</u>
	<u>45,600円</u>		<u>23,000円</u>
	<u>52,400円</u>		<u>26,500円</u>
	<u>60,400円</u>		<u>30,500円</u>
	<u>69,600円</u>		<u>35,000円</u>
	<u>88,000円</u>		<u>44,000円</u>

4・5 略

**第19条の2** 令和元年10月1日（以下この項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車、キャンピング車若しくは事務室車であって佐賀県税条例等の一部を改正する条例（平成28年佐賀県条例第32号）第2条の規定による改正前の佐賀県県税条例（以下この項において「平成28年改正前の県税条例」という。）第110条第1項若しくは第3項の規定により平成28年改正前の県税条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車、キャンピング車又は事務室車であって、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の県税条例に規定する自動車税を課されなかったものを含む。）又は同日までにこの条例の施行地外において第110条第2項に規定する運行に相当するものとして施行規則で定めるものの用に供されたことがある自家用の乗用車、キャンピング車若しくは事務室車であって特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率

4・5 略

**第19条の2** 令和元年10月1日（以下この項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車、キャンピング車若しくは事務室車であって佐賀県税条例等の一部を改正する条例（平成28年佐賀県条例第32号）第2条の規定による改正前の佐賀県県税条例（以下この項において「平成28年改正前の県税条例」という。）第110条第1項若しくは第3項の規定により平成28年改正前の県税条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車、キャンピング車又は事務室車であって、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の県税条例に規定する自動車税を課されなかったものを含む。）又は同日までに法の施行地外において道路運送車両法第2条第5項に規定する運行に相当するものとして施行規則で定めるものの用に供されたことがある自家用の乗用車、キャンピング車若しくは事務室車であって特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の税率は、第

改正前	改正後				
<p>は、第112条第1項の規定にかかわらず、1台について、次の表の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる額とする。</p> <table border="1" data-bbox="264 379 1128 432"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>2 前項の規定の適用を受ける自家用の乗用車、キャンピング車又は事務室車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="264 762 1128 815"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>3 略  （揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止）  <u>第26条 附則第18条の6の規定は、震災特例法第44条の別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。</u></p>	略	略	<p>112条第1項の規定にかかわらず、1台について、次の表の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1178 379 2042 432"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>2 前項の規定の適用を受ける自家用の乗用車、キャンピング車又は事務室車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1178 762 2042 815"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>3 略</p> <p><b>第26条 削除</b></p>	略	略
略					
略					
略					
略					

（佐賀県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

**第2条** 佐賀県県税条例等の一部を改正する条例（令和5年佐賀県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中佐賀県県税条例第22条の改正規定を次のように改める。

改正前	改正後
<p>（公示送達）</p> <p><b>第22条</b> 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>施行規則</u>で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、課税地を所管する県税事務所（以下この条に</p>	<p>（公示送達）</p> <p><b>第22条</b> 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>地方税法施行規則</u>（昭和29年総理府令第23号。以下「<u>施行規則</u>」という。）で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措</p>

改正前	改正後
<p>において「県税事務所」という。)若しくは県庁の掲示場に掲示し、又は県税事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</p>	<p>置をとるとともに、課税地を所管する県税事務所（以下この条において「県税事務所」という。）若しくは県庁の掲示場に掲示し、又は県税事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</p>

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部改正)

**第3条** アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例（昭和27年佐賀県条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。）第4条第1項の規定に基づき、<u>自動車税の種別割</u>の徴収について佐賀県県税条例（<u>昭和25年佐賀県条例第41号</u>）の特例を設けることを目的とする。</p> <p>(自動車税の<u>種別割</u>の特例)</p> <p><b>第1条の2</b> アメリカ合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等（特例法第2条第4項から第6項までに規定するものをいう。）の所有する自動車に対する自動車税の<u>種別割</u>の税率は、次の各号に掲げる自動車に対し、1台につき、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(自動車税の<u>種別割</u>の証紙徴収の手続)</p>	<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。）第4条第1項の規定に基づき、自動車税の徴収について佐賀県県税条例（<u>昭和30年佐賀県条例第23号</u>）の特例を設けることを目的とする。</p> <p>(自動車税の特例)</p> <p><b>第1条の2</b> アメリカ合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等（特例法第2条第4項から第6項までに規定するものをいう。）の所有する自動車に対する自動車税の税率は、次の各号に掲げる自動車に対し、1台につき、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(自動車税の証紙徴収の手続)</p>

改正前	改正後
<p><b>第3条</b> 第1条の2に掲げる自動車に対する自動車税の種別割の納税義務者は毎年4月中（賦課期日後に自動車税の種別割の納税義務が発生した者にあつては、当該自動車税の種別割の納税義務の発生した日からその翌月末日までの間）において、規則で定める証紙を購入して、当該自動車税の種別割を払い込まなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、自動車税の種別割の納税義務は、購入した証紙に規則で定める検印を受けたときに完了するものとする。</p>	<p><b>第3条</b> 第1条の2に掲げる自動車に対する自動車税の納税義務者は毎年4月中（賦課期日後に自動車税の納税義務が発生した者にあつては、当該自動車税の納税義務の発生した日からその翌月末日までの間）において、規則で定める証紙を購入して、当該自動車税を払い込まなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、自動車税の納税義務は、購入した証紙に規則で定める検印を受けたときに完了するものとする。</p>

（過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）

**第4条** 過疎地域における県税の課税免除に関する条例（平成28年佐賀県条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（定義）</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 情報サービス業等 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）<u>第6条の3第14項</u>に規定する情報サービス業等をいう。</p> <p>(6) 略</p> <p>（県税の課税免除）</p> <p><b>第3条</b> 知事は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定により、次の各号に掲げる県税の税目に応じ、当該各号に定める税額の課税を免除することができる。</p> <p>(1) 事業税 次のア又はイに掲げる税額</p> <p>ア 省令第1条第1号イに規定する期間（以下「対象期間」という。）内に、市町村計画に記載された産業振興促進区域内に</p>	<p>（定義）</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 情報サービス業等 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）に規定する情報サービス業等をいう。</p> <p>(6) 略</p> <p>（県税の課税免除）</p> <p><b>第3条</b> 知事は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定により、次の各号に掲げる県税の税目に応じ、当該各号に定める税額の課税を免除することができる。</p> <p>(1) 事業税 次のア又はイに掲げる税額</p> <p>ア 省令第1条第1号イに規定する期間（以下「対象期間」という。）内に、市町村計画に記載された産業振興促進区域内に</p>

改正前	改正後
<p>において特別償却設備の取得等（<u>租税特別措置法施行令第28条の9第10項に規定する資本金の額等が5,000万円超である法人が行うもの</u>にあつては、新設又は増設に限る。）をした者について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。以下同じ。）のうち当該特別償却設備に係るものとして省令第2条第1項の規定により計算した額に対して課する税額</p> <p>イ 略  (2)・(3) 略  2 略</p>	<p>において特別償却設備の取得等（<u>規則で定める法人が行うもの</u>にあつては、新設又は増設に限る。）をした者について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。以下同じ。）のうち当該特別償却設備に係るものとして省令第2条第1項の規定により計算した額に対して課する税額</p> <p>イ 略  (2)・(3) 略  2 略</p>

附 則

(施行期日)

**第1条** この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中佐賀県県税条例第30条の改正規定 令和8年4月1日
- (2) 第1条中佐賀県県税条例第34条の2の改正規定及び附則第2条第2項の規定 令和9年1月1日
- (3) 第1条中佐賀県県税条例第35条の4の改正規定 佐賀県県税条例等の一部を改正する条例（令和5年佐賀県条例第26号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日
- (4) 第1条中佐賀県県税条例第35条の5及び第35条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の6第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分、「令和7年」を「令和12年」に改める部分及び同項第1号に係る部分（「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の次に「（平成7年法律第11号）」を加える部分を除く。）に限る。）及び同条第3項の改正規定並びに附則第2条第3項及び第5項の規定 規則で定める日
- (5) 第1条中佐賀県県税条例第8条第2項第6号の改正規定（「道府県」を「都道府県」に改める部分に限る。）、同条例第109条の16の改正規定及び同条例附則第19条の2の改正規定（「この条例」を「法」に改める部分に限る。）、第2条の規定、第3条中アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例第1条の改正規定（「昭和25年佐賀県条例第41号」を「昭和30年佐賀県条例第23号」に改める部分に限る。）並びに第4条の規定 公布の日  
(県民税に関する経過措置)

**第2条** 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の佐賀県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和7年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の佐賀県県税条例第34条の2の規定の適用については、同項第3号中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものも含む。）及び」とする。

3 新条例第35条の6第1項及び第2項の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「4号施行日」という。）以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第35条の6第1項の規定による申告書について適用し、4号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した第1条の規定による改正前の佐賀県県税条例（附則第5条第3項において「旧条例」という。）第35条の6第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第46条の10の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に佐賀県県税条例第46条の8の規定による納期限が到来する県民税の利子割について適用し、施行日前に同項の規定による納期限が到来する県民税の利子割については、なお従前の例による。

5 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の佐賀県県税条例附則第5条の6の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第 号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

**第3条** 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

**第4条** 施行日前に佐賀県県税条例第102条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは同条例第103条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第102条第6項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

**第5条** 新条例の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用する。

2 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例第111条の10第1項又は第111条の11第1項の規定により納税義務を免除される自動車税の環境性能割に係る徴収金に係る旧条例第111条の10第5項若しくは第111条の11第2項の規定による還付又は旧条例第111条の10第6項の規定による充当については、なお従前の例による。

4 令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。